

告 示

埼玉県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーヌ川越店

川越市脇田新町十一 十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 第十二駐車場拡張部からの出庫については、無理な右折出庫のないよう

注意喚起着看板等の設置をすること。

また、旧来出入口だった部分が入口専用となるので、開口幅を縮小する

等、来客者への周知を図りたい。

(二) 第六駐車場については、月極駐車場への変更を来客者に周知し、無用の

トラブルのないよう配慮すること。

(三) 駐車場（第十二駐車場拡張部）及びその周りに、児童生徒の溜まり場に

なりやすい場所ができないよう、外灯の設置や、警備員の配置などに留意

ください。

二 縦覧期間

平成二十三年一月二十一日から平成二十三年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター